

独立行政法人 水資源機構 分任契約職  
草木ダム管理所長 奈良 洋幸  
(公印省略)

## 見 積 依 頼 書

- |           |                                  |
|-----------|----------------------------------|
| 1 件 名     | 渡良瀬川ダム総合管理所浄化槽保守点検業務(オープンカウンタ方式) |
| 2 業 務 場 所 | 群馬県みどり市東町座間564-6 渡良瀬川ダム総合管理所外2箇所 |
| 3 履 行 期 間 | 契約締結の翌日 から 令和9年3月26日 まで          |
| 4 内 容 等   | 別添、仕様書等のとおり                      |

上記について、下記により見積合わせを行いますので入札心得書等を熟覧のうえ提出して下さい。

### 記

- |               |  |
|---------------|--|
| 1 現 場 説 明     | 実施しません。  |
| 2 見 積 参 加 要 件 | 群馬県の浄化槽保守点検業者であること。<br>なお、当機構における一般競争(指名競争)参加資格業者である必要はありません。  |
| 3 見 積 書 等     |  |
| 1) 様 式 等      | 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限りします。   |
| 2) 提出方法       | FAX又はメールによる。(※FAX番号は、4)に記載された番号)<br>なお、FAXに抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る。)による。   |
| 3) 提出期限       | 令和 8 年 5 月 26 日 12:00 まで   |
| 4) 提 出 先      | 独立行政法人 水資源機構 渡良瀬川ダム総合管理所<br>FAX番号 0277-97-3300   |
| 5) 担 当 者      | 総務課 阿部   |
| 6) 質 問 書 提出期限 | 令和 8 年 5 月 19 日 12:00 まで   |
| 7) 見 積 回 数    | 1回を限度とする。  |
| 8) そ の 他      | ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。<br>②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。                                     |
| 4 見 積 辞 退     | 仕様書の交付を受けた後に見積もりを辞退する場合であっても、見積辞退届の提出の必要はありません。  |
| 5 見 積 結 果     | 見積結果については、契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知します。   |
| 6 そ の 他       | 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。<br>2) 請負代金の支払いについては、 <u>履行確認後の一括支払</u> となります。<br>3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。<br>くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。 |

渡良瀬川ダム総合管理所浄化槽保守点検業務

仕 様 書

令和8年5月

独立行政法人水資源機構

渡良瀬川ダム総合管理所

## 第1章 総則

### 第1節 適用

本仕様書は、独立行政法人水資源機構渡良瀬川ダム総合管理所（以下「機構」という。）が施行する「渡良瀬川ダム総合管理所浄化槽保守点検業務」（以下「業務」という。）に適用する。

### 第2節 業務概要

#### ① 業務内容

本業務は、機構が所有する浄化槽の保守点検、法定検査（浄化槽法第11条検査）及び汲み取り清掃を行うものである。

#### ② 業務場所

群馬県みどり市東町座間564-6 渡良瀬川ダム総合管理所及び説明ホール  
群馬県みどり市大間々町桐原154 桐原宿舍

### 第3節 業務期間

契約締結の翌日から令和9年3月26日まで

### 第4節 数量

数量は、別添「数量総括表」のとおりである。

### 第5節 提出書類

業務を実施したときは、保守点検票、浄化槽法第11条検査に係る採水等実施報告書及び浄化槽清掃記録報告書を提出すること。

### 第6節 点検の日程調整等

業務実施日については、担当職員と調整のうえ実施するものとする。

なお、業務を実施する際は、他設備等に損害を与えないよう十分注意するものとし、損害を与えた場合は、すぐに発注者に報告するとともに、受注者の負担において修復又は取替えを行うものとする。

### 第7節 疑義等

本仕様書に明記されていない事項又は疑義が生じた場合は、速やかに担当職員と協議するものとする。



渡良瀬川ダム総合管理所	1回
渡良瀬川ダム総合管理所説明ホール	1回
桐原宿舎	1回

なお、実施時期は、令和9年1月から3月の間に行うものとする。

#### 第5節 注意事項

本業務中、設備の運転を停止する必要がある場合は、事前に担当職員と協議し、指示に従うこと。

#### 第6節 その他

不時の故障、障害が発生した場合は、速やかに担当職員連絡し、必要な保守点検を行うものとし、これに要した費用等については、協議の上処置するものとする。

(以上)

## 数 量 総 括 表

件名 : 渡良瀬川ダム総合管理所浄化槽保守点検

	設置場所		浄化槽の概要				保守点検		第11条検査		清掃	
	名称	住所	処理方式	処理対象人員	メーカー型式名	設置年月	実施時期	回数	実施時期	回数	実施時期	回数
1	水資源機構 渡良瀬川ダム総合管理所	みどり市東町座間564-6	合併 接触ろ床方式	25人槽	フジクリーン CV-25型	令和4年3月	令和8年6月	1				
							令和8年7月～9月	1				
							令和8年10月～12月	1	令和8年8月～11月	1	令和9年1月～3月	1
							令和9年1月～3月	1				
							計	4	計	1	計	1
2	水資源機構 説明ホール	みどり市東町座間564-6	単独 分離接触ばっ気方式	30人槽	ハマネツ BS-30N	昭和61年11月	令和8年6月	1				
							令和8年7月～9月	1				
							令和8年10月～12月	1	令和8年8月～11月	1	令和9年1月～3月	1
							令和9年1月～3月	1				
							計	4	計	1	計	1
3	水資源機構 桐原宿舎	みどり市大間々町桐原154	合併 接触ろ床方式	18人槽	フジクリーン CV-18型	令和4年3月	令和8年6月～7月	1				
							令和8年8月～11月	1				
							令和8年12月～令和9年3月	1	令和8年8月～11月	1	令和9年1月～3月	1
							計	3	計	1	計	1

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職

渡良瀬川ダム総合管理所長 一ノ瀬 泰彦 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

## 見積依頼書等の交付受領書

令和8年5月14日に交付された「渡良瀬川ダム総合管理所浄化槽保守点検業務」の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担 当 者：

電 話 番 号：

F A X 番 号：

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。

## くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

## 1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

## 2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値		
1	2	3

※数字は、明確に記載してください。

## 3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」  
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

## 4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

$123+4=127$   
 $127 \div 2 = 63 \text{ 余り } 1$   
 ・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、△△組が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

$123+4+1=128$   
 $128 \div 3 = 42 \text{ 余り } 2$   
 ・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、◎◎工業が契約の相手方となる。